

第12回宗像市コミュニティ基本構想審議会議事録

平成18年9月27日

市303B会議室

事務局 欠席者の報告

太田会長 《あいさつ》

事務局 議事録確認いたします。以前提示をしておりました、第9回の議事録で坂本副会長より修正の指示がありましたので、今回、正誤表で提示しております。また、先で行われた第11回分につきましては、本日提示しておりますので次回、本日議事録確認と同時に行いたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

太田会長 第11回の議事録5ページ目冒頭で、「何か気づいた点があれば事務局まで言われてください」を「何か気づいた点があれば事務局までお申し出下さい」に変えてください。

委員 《同意》

事務局 基本構想基本計画で、スローガンの確認を行いたいと思います。14ページ、基本理念の部分はマスタープランから引用しましたが、皆様方で提示していただきたいと申し出ておりました。いかがでしょうか。

太田会長 私は、「自分たちの手によるまちづくりを目指して」よりも「住みよいまちづくりを目指して」の方が良いのではと考えます。住みよいまちづくりは、それぞれ地域に特性があり、自分たちは何をすべきかと考えることになる。自分たちの手によるまちづくりは、市からの強制されたように受け止められないかと考えます。

北崎委員 2ページ基本構想イメージ図ですが、基本理念は、イメージ図の全体の上に建つ理念なのか、それともコミュニティ活動の推進上の理念なのか、協働・共生・自律にかかる理念なのかで違って来ると考えます。コミュニティ活動の推進にかかるのであれば「自分たちの手によるまちづくり」これでよいかと考えます。

事務局 14ページの基本理念は、コミュニティ活動の推進に関する基本理念だと考えていただいて結構です。

北崎委員 それであれば、構想は「自分たちの手によるまちづくり」の後に協働・共生・自

律が来ていますので、全体にかかると思われれます。構想の図がずれていると考えます。

事務局 全ての計画において協働・共生・自律のもとに計画があることから、マスタープランと共通する理念を掲げている。

菅 委員 私の考えは「自分たちの手によるまちづくりを目指して」が良いと考えます。これは、大きく包括している文言と考えます。学びでまちづくり、癒し、など包括していると思います。

松山委員 「自分たちの手によるまちづくり」このままで良いと考えます。

委 員 《 同 意 》

事務局 それでは基本構想の部分をご覧下さい。NPOの説明書きに「本市のNPOとの協働推進に関する基本指針では、ボランティア団体、市民活動団体及びNPO法人をいう」と追加しております。そのため、本文の最後の行「行政やNPOと対等なパートナーシップ（協働）をもち、より安心して安全なまちづくりを目指していくものとします」と変更しております。また、体系図で「コミュニティ基本構想・基本計画体系図」を「基本計画の体系」に変更、基本計画部分で「基本方針」を「方針」に「基本施策」を「施策」、「施策を達成するための具体的方針」を「施策を達成するための具体的な方向」としております。範囲の設定部分で、前回審議会で議論がありましたように「地域特性の把握」に変更、組織の確立の4番目関係機関との連携で（2）の部分、「NPO・市民ボランティア等との連携」を「NPOとの連携」、自主運営の促進部分コミュニティ・ビジネスの促進で、「コミュニティ協議会と実施団体との協働の支援体制の確立」を「協議会と実施団体との協働の支援体制の確立」に変更しています。

水島委員 NPOの標記ですが、「NPO」とか「NPOなど」とありますが、どう違うのでしょうか。

事務局 いろいろな表現があると思います。NPOについては先ほど説明したとおりです。「NPOなど」は、伝統的団体や大学とかNPO以外の団体との連携が必要となる部分は「NPOなど」としております

水島委員 関連ですが、22ページ下から5行目はどうなるのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおりです。「ボランティア団体など」を削除します。

本村委員 ボランティア団体を削除するのですか。しかし、NPOは法的に成立している。
ボランティアとの連携はどうなるのですか。

事務局 1ページNPOの説明書きに本市のNPOとの協働推進に関する基本指針では、
「ボランティア団体、市民活動団体及びNPO法人をいう」を追加しているので、
包括しているということです。

北崎委員 「NPO等」と「NPOなど」との違いはあるのでしょうか。

事務局 現在、混在していますので事務局で整理したいと思います。

水島委員 15ページの基本計画。「施策を達成するための具体的な方向」とありますが、
「施策を達成するための具体的な方法」など分かりやすいのが良いのではと考え
ます。

事務局 前回、基本方針と具体的な方針など「方針」が混在していますので、市の他の計
画書などを参考に事務局で整理するとしていました。そこで今回「方向」として
おります。何か他にいい文言があれば取り入れたいと思います。

北崎委員 学校では「具体的な手立て」としております。

事務局 「方向」とすれば幅が広がります。事務局としては「方向」としていただきたい。

委員 《 同 意 》

事務局 構想の部分で一部変更しています。確認を行いたいと思いますが、「行政」と「市」、
「地域」と「コミュニティ」などの文言の整理は事務局で整理しておりますが、こ
の場での説明は割愛します。

まず、構想12ページ5行目「中央集権から地方分権へ、行政を取り巻く環境
は変化しており、さらに、地方分権を一步進めた地域分権を進めていくため
には、地域住民と行政の協働によるまちづくりが必要になるなど、」を「中央集権
から地方分権へ、行政を取り巻く環境は変化しており、さらに、地方分権を一
歩進めた地域分権を進めていくためには、行政が持つ権限・財源を地域に移譲し、
地域住民主体のまちづくりをより一層進めていくなど」に変更しています。

水島委員 よく纏まっています。これでよろしいと考えます。

委員 《同意》

事務局 28～29ページに範域の部分があります。範域の説明文を入れるかどうかですが、説明文としては「一定の地域の範囲」ということではないのかと考えますが、文言から推測できるのではないかと考え、説明書きは記入しておりません。また、最終ページ、委員の皆様の名簿、役職などを載せておりますので、ご確認ください。

水島委員 私の名簿に宗像市をご記入ください。

事務局 それでは、前回もありましたコミュニティ条例を作成するべきか否か審議していただきたい

板矢委員 コミュニティについては、市民参画条例4章で十分述べられており、条例を作成することで我々の活動が制限されるようなことがあると問題だと考えます。コミュニティ自体、規約に基づいて活動を行っていますのでコミュニティ活動は十分推進できるのではないかと考えております。条例の必要性はないと考えます。

太田会長 私も基本的に必要はないと考えます。まずは、市民参画条例4章で活動を展開すればよろしいと考えます。現段階では、コミュニティ施策を広く展開することであり、将来的にコミュニティ活動がより活発になったとき、条例の制定なども考えていけばよいと思います。市民参画条例に1つ加えるのであれば、トラブルがあった場合です。市民参画条例には500人の署名とありますが、これを取り付けるには多くの労力が要りますので、コミュニティ119番など救済されるような措置等あればよろしいのではないかと考えます。

岩木委員 権限がないから持ち帰ってということもあります。行政も業務の整理をするべきですが、各コミュニティも一人に対しどれだけの財源が使われているかを精査すべきだと考えます。権限・財源を再構築していく活動が必要である。妥当な交付が行われているか、交付金が不足すればお互いに補填していくなど住民同士協力し合いながら活動を展開していかなければならない。7900万円の交付金はコミュニティ同士の取りあいではいけない。地域の特性もありますので、一概に人口比とは言えません。各コミュニティが話し合いで、財源の配分検討をしていかなければならない。

立石委員 市民参画条例の中で、コミュニティ活動をいかに推進していくか、実態がどうなっているか、いろいろな点を含め検討していく必要がある。

太田会長 それでは、コミュニティ条例を別に作成ということは審議会として必要がない

と判断するか、この場で判断していきたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員 《 意見なし 》

太田会長 では、審議会としては条例化は時期尚早との判断でよろしいでしょうか。

委 員 《 同 意 》

事 務 局 それでは審議会の判断として纏まりましたので、これを報告していきたいと考えます。今後のスケジュールとして確認します。市長に中間報告した後、庁内でも報告していきます。その後、市議会へも報告し、年明けパブリックコメント等を行ない、必要に応じて修正等を加えます。その後、2月ぐらいで皆様に報告、意見を伺い、最終的に答申していきたいと思います。最終確認としての審議会を開くべきかの意見を伺いたい。

太田会長 中間報告で集まり、2月ぐらいにも集まるとの事ですが。

立石委員 必要だと思います。

委 員 《 了 承 》

太田会長 次回は中間報告前の最終確認として、10月11日16時00分から開催します。